

経営所得安定対策における米の直接支払交付金廃止後の農業・  
農村の保全対策の拡充を求める意見書

政府においては、多くの農業者の希望に反し、米の直接支払交付金が平成30年度より廃止されます。

この交付金は、主要農作物の生産を行った販売農業者に対し、生産費用と販売価格の差額を補填するものであり、制度創設の当初は、10アール当たり15,000円が交付され、農業の再生産を促し、地域経済を支えてきました。

他方、政府においては、農地中間管理事業を新たに制度化し、農地を集積し、農業の大規模化、効率化を図っており、集積を担う農業生産法人等の経営において、この交付金が大きな収入を占めております。

当市においても、平成28年度の実績で、その交付金は、3億7,000万円余が交付されております。

この巨額な交付金が全て廃止となれば、市内の農業を支えている農業生産法人等の経営が成り立たない事態が危惧されます。

また、農地・農業用施設の維持管理を担う多面的機能交付金制度が創設されていますが、目的別の予算調整に制約があり、現場のニーズに合わない制度となっており、同上の交付金の廃止と相まって、農業・農村の機能の低下が懸念されます。

そうした観点から、米の直接支払交付金廃止後においては、現場のニーズを反映し、その財源により農業・農村の維持や保全に結びつくような多面的機能交付金等の施策の拡充を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成29年6月23日

岩手県一関市議会

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
内閣総理大臣 殿  
財務大臣 殿  
農林水産大臣 殿